

報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人いぜん会（以下「法人」という。）の開催する次の各号の一に該当する会議等に出席する者の報酬・費用弁償・謝礼の支給及び理事長等の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

- 一 法人の開催する理事会、監事会、評議員会及び運営推進会議
- 二 法人の開催する研修会等
- 三 その他理事長が認める事項

(会議等の報酬・費用弁償)

第2条 会議等の日額報酬は次の各号のとおりとする。

区 分	報酬の額	費用弁償の額
一理事会の理事・監事	2,000	1,000
二評議員会の評員・理事・監事	1,000	1,000
三監事の監査	4,000	1,000
四運営推進会議の委員	1,000	1,000
五評議員選任・解任委員会の委員	1,000	1,000
六苦情処理第三者委員の業務遂行	1,000	1,000
七理事の入札・契約等業務遂行	1,000	1,000

- 2 上記の各号に掲げるもののうち遠距離のため宿泊を必要とする場合には、旅費規程により航空賃、船賃、車賃、宿泊料を支給することができる。
- 3 施設に勤務する法人の常勤職員には支給しない。
- 4 各年度の報酬の総額は次の各号の示す額を超えないものとする。
 - 一 理事会の理事 160,000円
 - 二 評議員 81,000円
 - 三 監事 54,000円
 - 四 運営推進委員 30,000円
 - 五 評議員選任・解任委員会委員 18,000円
 - 六 苦情処理第三者委員 6,000円
 - 七 入札・契約等業務遂行 12,000円

(理事長等（非常勤）の報酬)

第3条 理事長（非常勤）や業務執行理事（非常勤）の業務遂行報酬の額は時給1,000円とする。

- 2 理事長、業務執行理事が出張したときは、旅費規程により航空賃、船賃、車賃、宿泊料を支給することができる。
- 3 各年度の報酬の総額は次の各号の示す額を超えないものとする。
 - 一 理事長の報酬 240,000円
 - 二 業務執行理事の報酬 1,040,000円

(研修会等の講師謝礼)

第4条 研修会等の講師謝礼の時給単価額は次の各号のとおりとする。なお、2時

間を超えるときは、1時間につき時給単価額の半額を加算する。また、1時間未満は1時間として扱う。

一 大学教員・医師等（県内） 10,000円

二 その他（県内） 7,000円

三 大学教員・医師等（県外） 15,000円

四 その他（県外） 11,000円

2 上記の各号に該当しない場合等、運用は上記の各号を参考に、理事長、業務執行理事及び施設長が行うものとする。

3 第1項の各号に掲げるもののうち遠距離のため宿泊を必要とする場合には、旅費規程により航空賃、船賃、車賃、宿泊料を支給することができる。

4 施設に勤務する法人の職員には支給しない。

（改 廃）

第5条 この規程は評議員会において改廃するものとする。

附 則

1 この規程は、平成4年6月1日から施行し、平成3年6月1日に遡り適用する。

2 この規程は、平成25年3月23日に一部改正し、平成25年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成25年5月27日に一部改正し、平成25年7月1日から施行する。

4 この規程は平成25年12月13日一部改正し、平成25年10月31日に遡り適用する。

5 この規程は平成27年3月21日一部改正し、平成27年3月9日に遡り適用する。

6 この規程は平成28年11月25日一部改正し、平成28年9月27日に遡り適用する。（役員報酬等の整備、講師謝礼の整備）

7 この規程は平成29年6月29日一部改正し、平成29年4月1日に遡り適用する。（費用弁償として規定していた部分の一部を報酬に含めた。）

8 この規程は令和3年3月31日一部改正し、令和3年3月12日に遡り適用する。（入札・契約等業務遂行等の日額報酬・費用）

9 この規程は令和6年11月11日施行する。（報酬と費用弁償の分離、報酬の引き下げ）